

# 経済産業省

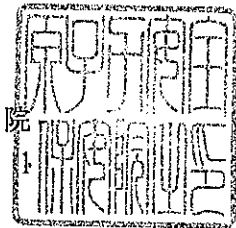
平成 20・12・22 原院第 6 号

平成 20 年 12 月 26 日

電気事業法施行規則第 50 条第 2 項の解釈適用に当たっての考え方  
(内規) の制定について

経済産業省原子力安全・保安院

N I S A - 2 3 4 c - 0 . 8 - 1



電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年経済産業省令第 62 号）の公布に伴い、事業用電気工作物に係る電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 50 条の規定が改正されることから、原子力安全・保安院は、改正後の同条第 2 項の解釈を別添のとおり制定したので、一般電気事業者及び卸電気事業者並びに各産業保安監督部に対して通知することとする。

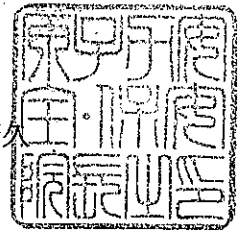
# 経済産業省

平成 20・12・22 原院第 6 号

電気事業法施行規則第 50 条第 2 項の解釈適用に当たっての考え方（内規）を次のように定める。

平成 20 年 12 月 26 日

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田 康久



電気事業法施行規則第 50 条第 2 項の解釈適用に当たっての考え方（内規）

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 42 条第 1 項に規定する保安規程（以下「保安規程」という。）の記載事項については、電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号。以下「省令」という。）第 50 条第 1 項において、一般電気事業又は卸電気事業（みなし卸電気事業（電気事業法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 75 号）附則第 2 条第 2 項により卸電気事業とみなされた事業をいう。）を除く。以下「一般電気事業等」という。）の用に供する事業用電気工作物と、それ以外の事業用電気工作物に区分し、事業用電気工作物の設置者がそれぞれの事業用電気工作物の組織ごとに定めることとしている。一般電気事業等の用に供する事業用電気工作物の設置者（以下「事業者」という。）の定める保安規程については、省令第 50 条第 2 項及び第 3 項に掲げる事項について記載することが求められる。このうち、省令第 50 条第 2 項に掲げる事項については、自主保安活動を行う上での基本的なルールを第一義的には事業者自らの責任において適切に定めるべく、下記のように記載されることが必要である。

なお、本内規に定める保安規程の記載事項は、当院が、本内規の制定時において、一般電気事業等の用に供する事業用電気工作物の保安確保に必要と考える標準的記載事項である。

## 記

### 1. 第1号（関係法令及び保安規程の遵守のための体制）

- |                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------|
| 1 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安のための関係法令及び保安規程の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。 |
|------------------------------------------------------------------------|

保安のための関係法令及び保安規程の遵守を確実に行わせるため、いわゆるコンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確にされていることが必要である。

また、法令遵守においては、経営責任者の積極的な関与が不可欠であることにかんがみ、この点について特に明記されている必要がある。

### 2. 第2号（組織）

- |                                                      |
|------------------------------------------------------|
| 2 事業用電気工作物の工事、維持又は運用を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。 |
|------------------------------------------------------|

平成19年経済産業省令第56号による改正前の省令（以下「旧省令」という。）第50条第1項第1号に掲げる事項と同じである。（ただし、主任技術者については次号に掲げるものを特掲している。）

なお、事業用電気工作物の工事、維持又は運用を行う者とは、事業用電気工作物の設置者の組織に属する者で工事、維持又は運用を行う者をいう。

また、社内における職制規定と保安規程に記載される職務及び組織については、整合している必要がある。

### 3. 第3号（主任技術者）

- |                                                                |
|----------------------------------------------------------------|
| 3 主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。 |
|----------------------------------------------------------------|

主任技術者は、電気事業法第43条の規定により保安の監督を行うために選任される者であり、その職務を誠実に行うことが求められている。

したがって、その保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、その職務範囲及び内容について適切に定められていることが必要である。また、保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされている必要がある。特

に、保安の監督に支障を来すこと等がないよう、上位者等との関係において独立性が確保されている必要がある。

なお、必ずしも発電所の保安組織から主任技術者が独立していることが当然に求められるものではない。

#### 4. 第4号（保安教育）

4 事業用電気工作物の工事、維持又は運用を行う者に対する保安教育に関するものであって次に掲げるもの

イ 関係法令及び保安規程の遵守に関すること。

ロ 保安のための技術に関すること。

ハ 保安教育の計画的な実施及び改善に関すること。

事業用電気工作物の保安を確保するためには、保安に関わるすべての者に対してその職務に応じた保安教育がなされる必要がある。

したがって、保安教育に定める内容として、第4号イ、ロ及びハに掲げる事項について明確に記載されていることが必要である。

イについては、関係法令及び保安規程の遵守を確実なものとする観点から、その内容が明確に定められていることが必要である。

ロについては、保安に携わる者に必要な技術的内容を習得させ、これを十分活用できるような力量を確保させることが確実なものとなることを目的として内容が明確に定められている必要がある。

ハについては、保安教育を計画的に実施することに加え、教育効果を定期的に評価し、その結果を踏まえた保安教育プログラムの継続的な向上のための措置についても記載されていることが必要である。

#### 5. 第5号（発電用の事業用電気工作物に対する保安の改善）

5 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安を計画的に実施し、及び改善するための措置であって次に掲げるもの（前号に掲げるものを除く。）

イ 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての方針及び体制に関すること。

ロ 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての計画に関すること。

ハ 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての実施に関すること。

ニ 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての評価に  
関すること。

ホ 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての改善に  
関すること。

保安を適切なものとするためには、あらかじめ保安の方針及び体制を定めて計画的に  
実施するとともに、実施結果に対して適切に評価を行い、その結果を踏まえ改善に結び  
付ける活動を継続的に実施する必要がある。

このため、保安規程においてはこれらの活動内容が具体的かつ明確に定められている  
必要がある。また、上記のイからホに掲げる事項を定めるに当たっては、特に次の点を  
踏まえたものであることが必要である。

イについて、保安に関する方針を定めるにあたっては、保安活動を推進するための目  
標を設定することが必要である。

ロについては、適切な保安の実施にあたって必要となる人的及び物的資源について十  
分に考慮して、適切なプロセスを定める必要がある。

ハについては、ロで定めた計画に従って適切なプロセスにより実施することが必要で  
ある。

ニについては、ロで定めた計画に従って適切に実施されているかどうかについて評価  
することが必要である。実施者による自己評価、実施部門から独立した組織による内部  
監査、外部監査等の評価手法を適切に採用する必要がある。

ホについては、社内の他部門、あるいは他社、他産業などから得られた保安に関する  
知見について、その重要度に応じて適切に反映する手順を定める必要がある。改善に当  
たっては、不適合（事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安がロに規定す  
る計画に従って適切に実施されていないと評価される状態をいう。）が検出された場合  
に、その重要度に応じて再発防止のために行う是正に関する処置及び生じるおそれのあ  
る不適合を防止するための予防に関する処置を適切に実施する必要がある。このため、  
不適合を管理する手順が定められている必要がある。また、不適合に関して、その重要  
度に応じた情報の公開に関する事項を記載する必要がある。

#### 6. 第6号（発電用の事業用電気工作物に対する保安に必要な文書）

6 発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安のために必要な文書  
の作成、変更、承認及び保存の手順に関すること。

発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安のために必要なすべて  
の文書について、その作成、変更、承認及び保存が適切に行われるための文書管理手順

(保安のために必要な文書か否かの基準及び文書の識別や廃棄に係る手順を含む。)について記載される必要がある。これらには、電気事業法に基づく工事計画の届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、届出を行う必要がある場合には、電気事業法の規定に基づいて届出を行う手続きが取られたかどうかを確認するための手続きが含まれる。

7. 第7号(発電用の事業用電気工作物に対する保安に必要な文書の保安規程上の位置づけ)

7 前号に規定する文書についての保安規程上の位置付けに関すること。

保安のために必要な文書について、保安規程を最上位として階層別に明確に位置付けを行い、当該文書が保安規程に基づいて定められていることが必要である。また、第6号で定めた保安に必要な文書を常に適切な状態として維持していくため、第5号二に規定する評価を踏まえ改善する手順が記載されていることが必要である。

8. 第8号(保安に関する記録)

8 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての適正な記録に関すること。

保安についての必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が明確に記載されていることが必要である。その際、記録を適正に作成し、管理するための措置については、記録の承認、保存に係る手順が定められている必要がある。また、法定事業者検査を含めた保守点検に係る体制及びその結果の記録の保存に関することが明記されている必要がある。

9. 第9号(巡視点検)、10号(運転または操作)、12号(発電所長期停止時の保全)及び13号(災害、非常時の措置)

- 9 事業用電気工作物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること。
- 10 事業用電気工作物の運転又は操作に関すること。
- 12 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。
- 13 災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。

旧省令第50条第1項第3号、第4号、第5号及び第6号と同じである。

10. 第11号(発電用の事業用電気工作物の保安に係る調達管理)

11 発電用の事業用電気工作物の保安に係る外部からの物品又は役務の調達の内容及びその重要度に応じた管理に関すること。

保安の確保に関する第一義的な責任は、事業用電気工作物を設置する者にある。このため、発電設備の保安に関し、外部から必要な物品又は役務を調達する際、保安の重要度に応じた管理のための手順(調達管理手順、調達要求事項、調達製品の検証などの必要な手順をいう。)が記載されていることが必要である。

11. 第14号(保安規程の定期的な点検及び改善)

14 保安規程の定期的な点検及びその必要な改善に関すること。

保安の実施によって得られた知見を適切に保安に反映するとともに、社内外の環境変化への適切な対応を行うなど、保安の継続的な改善を行っていくためには、保安規程についての不断の見直しを行うことが必要である。このため、保安規程の定期的な点検及びその必要な改善に関する考え方が記載されていることが必要である。

12. 第15号(その他保安上必要な事項)

15 その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項

前各号のほか、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を行う上で事業者の判断により必要となるものについて記載することを想定した規定である。

附 則

1. この内規は、平成21年1月1日から施行する。
2. 平成19年8月9日付け「電気事業法施行規則第50条の解釈適用に当たっての考え方」(平成19・07・31原院第17号、NISA-234a-07-05)は、平成21年1月1日に廃止する。